

各位

平成 27 年 3 月 9 日

会 社 名 アプリックス I Pホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 郡 山 龍

(コード: 3727、東証マザーズ)

問合せ先 代表取締役 兼 取締役社長 郡 山 龍

(TEL. 050-3786-1715)

# 第三者割当による新株式の発行及び株式買取契約の締結 並びに第 D-1 回〜第 D-3 回新株予約権の発行及び 新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム 「TIP」)の締結に関するお知らせ

当社は、平成27年3月9日開催の取締役会において、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)及びアプリックスIPホールディングス株式会社第D-1回乃至第D-3 回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、株式買取契約及び新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※)を締結することを決議しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 募集の概要

# <本新株式発行の概要>

(1)	払込期日	平成27年3月25日
(2)	発行新株式数	普通株式200,000株
(3)	発行価額	1株あたり1,515円
(4)	調達資金の額	295, 051, 000円(注1)
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(6)	割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店 200,000株
(7)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出 の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約(以下、「本株式買取契約」 といいます。)を締結する予定です。

(注1) 調達資金の額は、本新株式の払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

#### <本新株予約権発行の概要>

** I 3D I P I	1 小小匠儿 1 0 7 0 0 0 0	
(1)	割当日	平成27年3月25日
(2)	発行新株予約権数	1,500,000個 第D-1回新株予約権 500,000個 第D-2回新株予約権 500,000個 第D-3回新株予約権 500,000個
(3)	発行価額	総額3,155,000円(第D-1回新株予約権1個あたり2.34円、第D-2回新株予約権1個あたり2.02円、第D-3回新株予約権1個あたり1.95円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	1,500,000株 (新株予約権1個につき1株) 第D-1回新株予約権: 上限行使価額はありません。

		工門公は無妨 1 515円
		下限行使価額 1,515円
		第D-2回新株予約権:
		上限行使価額はありません。
		下限行使価額 1,515円
		第D-3回新株予約権:
		上限行使価額はありません。
		下限行使価額 1,515円
(5)	調達資金の額	2,847,405,000円(注2)
		当初行使価額
		第D-1回新株予約権 1,800円
		第D-2回新株予約権 1,900円
		第D-3回新株予約権 2,000円
		当社は平成27年9月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取
		締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をし
		た場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株
		予約権者」といいます。) に通知 (以下「行使価額修正通知」といいます。)
		するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」といいます。)
	/= /+/=#= T ~ ×	の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)に
(0)	行使価額及び	おいて売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)に、行使価額は、
(6)	行使価額の修正条	通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における
	件	当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する
		金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。但し、かかる修正後
		の行使価額が下限行使価額(当初、第D-1回新株予約権、第D-2回新株予約
		権、第D-3回新株予約権それぞれ1,515円とし、各発行要項第11項の規定を
		準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限
		行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行
		うことができません。
		① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事
		実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
		② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
		③ 下記3 (1) に記載の行使許可期間内である場合
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8)	割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(0)	11-1 1 VF\P	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出
		の効力発生を条件として、新株予約権買取契約(以下、「本新株予約権買
		の効力発生を采作さして、利休了約権負取契約(以下、「本利休了約権員   取契約」といいます。)を締結する予定です。本新株予約権買取契約にお
(6)	7 0 116	いて、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使
(9)	その他	を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日から20営業日の期間に、当
		該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨
		定められます(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」
		<b>※</b> )。
		本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

(注2) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

# ※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価(ターゲット価格)を3パターン定め、これを 行使価額として設定した新株予約権です(下表のとおり)。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの

行使価額によって、段階的に新株式を発行 (ターゲット・イシュー) できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度開示を行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、1) 行使請求期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は2) 緊急の資金需要が発生したときのために、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆるMoving Strike Price(当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること)にならないことです。また下記3(1)に記載のとおり当社が行使価額を修正する頻度は6ヶ月に1度未満であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第D-1回新株予約権	第D-2回新株予約権	第D-3回新株予約権
発行数	500,000個	500,000個	500,000個
発行価額の総額	1,170,000円	1,010,000円	975,000円
発行価額	2.34円	2.02円	1.95円
行使価額	1,800円	1,900円	2,000円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	3年間	3年間	3年間
行使許可条項	有	有	有

### 2. 募集の目的及び理由

平成 27 年 2 月 13 日に発表いたしました中期経営計画のとおり、当社では、IoT(Internet of Things: モノのインターネット)関連事業において、 $Bluetooth\ Low\ Energy$ (低消費電力で通信が可能な近距離無線通信技術  $Bluetooth\ O拡張仕様の一つ)の技術を用いて開発した通信用ハードウェア「ビーコン」を活用した新しいビジネスモデルを展開しております。$ 

当社のビーコンは、センサーにより環境や機器の状態の変化を検出し、付加情報とともにタイムリーにスマートフォンに通知します。たとえば、空気清浄機が花粉の量とともにフィルターの汚れ具合を通知してくれたり、コーヒーメーカーや湯沸かしポットができ上がりを通知してくれたりします。この機能により、汚れたフィルターからの有害物質によって体調を崩したり、準備ができたことに気付かなかったり、でき上がりのタイミングを逃したりといった、日常のストレスからの解放等の効果が期待される商品です。

今後成長ドライバーとなる、当社 IoT 関連事業での新しいビジネスモデルでは、フィルター等の消耗品や消費財の販売増による家電製品や家庭用品メーカーの増加収益からのレベニューシェアとともに、家電製品や家庭用品の購入者に対して利便性を向上させる情報を提供したい小売業やサービス業等の様々な事業者からの情報配信による収入により、ハードウェアの販売やソフトウェアの利用料以上の収益を確保できると考えております。

現在、IoT 市場が急速に成長する中(IDC Japan 株式会社「国内 IoT 市場 2014 年の推定と 2015 年~2019 年の予測」参考)、Bluetooth Low Energy の技術を用いて開発された家電製品向けのリモコンモジュールなどが他社より発表され、転用すれば当社のビジネスモデルを模倣することが将来的には可能なため、競合が現れる危険性が日増しに高まってきていると考えております。

そこで、当社の先行者メリットを最大限に活かし市場競争力を強化したいという考えのもと、割引価格での製品提供やインセンティブプランの導入など、顧客での採用を促す販売促進策を行うという新たな方針を機関決定したため、ビーコン製品の製造および販売の数量を増やすことになり、希薄化による既存株主への影響を上回る株主価値を実現する等の方法で更なる資金を市場から調達して、価格競争力の向上のために部品や部材等の原材料および生産ラインを確保することといたしました。より具体的には、この度調達した資金を用いて、当社ビーコン製品の1個辺りの製造原価を大幅に引き下げることを目的として、中国等の海外の製造業者にビーコン製品

ご注意: 本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。 よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

の製造を大量発注したいと考えております。この製品の大量発注にかかる原材料費(部品配置および配線のための基板、スマートフォンへの通知など電波を使ってデータを送受信するための無線 IC チップ、プログラム・設定値等データを格納するための EEPROM (不揮発性メモリの一種、Electrically Erasable Programmable Read-Only Memory)、他の装置からの電磁波の影響および電磁波の放射を抑えるためのシールドケース等)を主として、メーカーとの共同キャンペーン展開など市場占有率の拡大のための広告宣伝費・販売促進費へも充当する目的で、平成 27 年 3 月 9 日、本新株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計 3, 156, 155, 000 円(差引手取概算額の合計 3, 142, 456, 000 円)となる予定です。

#### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

# (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする本新株式の発行による第三者割当増資を行うとともに、これと同時にドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定(第D-1回新株予約権は1,800円、第D-2回新株予約権は1,900円、第D-3回新株予約権は2,000円)されていますが、当社は平成27年9月25日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌取引日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初、第D-1回新株予約権、第D-2回新株予約権、第D-3回新株予約権それぞれ1,515円とし、各発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができません。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- ③ 下記に記載の行使許可期間内である場合

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本新株予約権買取契約を締結いたします。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可した場合(以下、「行使許可書」といいます。)に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、ドイツ銀行ロンドン支店は第D-1回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第D-2回新株予約権の行使許可申請を行うことができず、また、第D-2回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第D-3回新株予約権の行使許可申請を行うことができず、また、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで新たな行使許可申請書を提出することができません。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

### (2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(3)本スキームの特徴」に記載のメリット及びデメリットがありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができると

いう特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(3)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

### (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

#### 「メリット]

① 固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております(1. に記載の表のとおり)。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われないため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

### ② 行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本新株予約権買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から20営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,500,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

④ 買入消却条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

⑤ 行使価額修正条項·選択権

上記①に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。

⑥ 資金調達のスタンバイ (時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

#### [デメリット]

① 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額(ターゲット価格)は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記[メリット]⑤に記載の行使価額の修正により行使価額がターゲット価格を下回る額とならない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

ご注意: 本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。 よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

第三者割当方式という当社と割当先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額 (第D-1回新株予約権は1,800円、第D-2回新株予約権は1,900円、第D-3回新株予 約権は2,000円) を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない 限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

### [他の資金調達方法との比較]

公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当増資

当社は、本新株予約権の発行と同時に、割当予定先に対する第三者割当の方式により新株式の発行を行う 予定です。しかし、当該第三者割当増資の調達資金の額のみによっては、「4. 調達する資金の額、使途及 び支出予定時期」記載の当社の将来的な資金需要の全てを満たすことが出来ない見込みであるため、希薄化 の規模を限定し、かつ時期を分散させるよう、第三者割当増資と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調 達スキームが必要であると判断いたしました。

(4) MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使 条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという 構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合 には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価 下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

⑥ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記②の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかが不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑦ 社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1)調達する資金の額(差引手取概算額)

① 本新株式及び本新株予約権に係る調達資金	3, 156, 155千円
本新株式の払込金額の総額	303,000千円
本新株予約権の払込金額の総額	3,155千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,850,000千円
② 発行諸費用の概算額	13,699千円
③ 差引手取概算額	3, 142, 456千円

<sup>(</sup>注)上記手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合の見込額であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。また、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

### ① 本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ビーコン製造にかかる原材料費	295	平成27年3月~ 平成27年12月

### ②本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ビーコン製造にかかる原材料費	2, 802	平成27年3月~ 平成29年12月
IoT関連事業における広告宣伝費・販売促進費	45	平成27年3月~ 平成29年12月

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり3,142,456,000円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。この場合でも、異なる手段により資金を調達する等して、事業の拡大及び収益の増加に努める所存です。

「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社では、この度調達した資金を用いて、当社ビーコン製品の1個辺りの製造原価を大幅に引き下げることを目的として、中国等の海外の製造業者にビーコン製品の製造を大量発注したいと考えております。この製品の大量発注にかかる原材料費(部品配置および配線のための基板、スマートフォンへの通知など電波を使ってデータを送受信するための無線 IC チップ、プログラム・設定値等データを格納するための EEPROM (不揮発性メモリの一種、Electrically Erasable Programmable Read-Only Memory)、他の装置からの電磁波の影響および電磁波の放射を抑えるためのシールドケース等)を主として、メーカーとの共同キャンペーン展開など市場占有率の拡大のための広告宣伝費・販売促進費へも充当する目的で、平成 27 年3月9日、本新株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計3,156,155,000円(差引手取概算額の合計3,142,456,000円)となる予定です。

### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社が成長戦略の柱として展開しているIoT関連事業において更なる競争優位性を獲得するためには、「2.募集の目的及び理由」に示すとおりの戦略の実行が必要不可欠です。

当社は、本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、 IoT関連事業に集中的に投資することで成長戦略を加速化させ、当社の収益性の向上、企業価値及び株主価値の 向上を実現したいと考えております。従いまして、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

#### 6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ①本新株式

本新株式の発行価額は、本増資に係る取締役会決議の前営業日(平成27年3月6日)における東京証券取引所が 公表した当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額の1,515円と致しました。

取締役会決議の前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することと致しましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当先が負う価格下落リスクに鑑み、割当先からの要請に応じることにいたしました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。したがって、当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しているものと考え、割当先と十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本新株式の発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の前営業日(平成27年3月6日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,788円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して15.27%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,679円に対して9.77%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,487円に対して1.88%のプレミアムがなされた金額です。

なお、当社監査役3名全員(うち社外監査役が2名)から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

### ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及びドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者: 黒崎 知 岳、住所:東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数および一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利子率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の権利行使行動に関して、一定の状況下において当社による行使許可や行使価額修正がなされるという前提条件(行使期間中の任意の時点において本新株予約権買取契約の規定に基づき当社が行使価額の上方修正又は下方修正を実施するとともに、割当予定先から行使許可申請がなされた場合にはこれに応じるものとし、それ以降については、本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当予定先の権利行使を促すことを含みます。)を設定するとともに、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件(割当予定先の経済合理性に基づき、割当予定先からの行使許可申請がなされること並びに当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合(12.5%)の株数の範囲内で速やかに権利行使が行われることを含みます。)

を設定しています。また、取得条項については当社の意思決定による新株予約権の取得が行われないことを前提として評価を行っています。さらに、新株予約権行使による株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第D-1回新株予約権は2.34円、第D-2回新株予約権は2.02円、第D-3回新株予約権は1.95円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年3月6日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第D-1回新株予約権は7.0%、第D-2回新株予約権は12.9%、第D-3回新株予約権は18.8%、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、 割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,700,000株(議決権数17,000個)であり、平成26年12月31日現在の当社発行済株式総数12,553,930株及び議決権数123,235個を分母とする希薄化率は13.54%(議決権ベースの希薄化率は13.79%)に相当します。また①ドイツ銀行ロンドン支店が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ドイツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は平成26年12月31日現在で保有している29,566株と合わせて1,729,566株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は12.33%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な 希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②前述の通り、本新株式及び本新株予約権の発行並びにドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使により調達した資金を、IoT関連事業に集中的に投資すること で成長戦略を加速化させ、当社の収益性の向上、企業価値及び株主価値の向上を実現する予定であることから、 将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、当社株式の現在の流動性を考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

# 7. 割当予定先の選定理由等

### (1)割当予定先の概要

ドイツ銀行ロンドン支店

(1) 名称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所在地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート1番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom) 本店住所: ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12

		(Taunusanlage 12, 603 Germany)	325 Frankfurt am Main,	Federal Republic of	
(3)	代表者の役職・氏名	ドイツ銀行取締役会及びグループ経営執行委員会共同会長 ユルゲン・フィッチェン (Jürgen Fitschen) アンシュー・ジェイン (Anshu Jain)			
(4)	事業内容	銀行業			
(5)	資本金	2,610百万ユーロ(2013 (348,827百万円) 換算レートは1ユーロ13	年12月31日現在) 3. 65円(平成27年2月27日の	の仲値)です。	
(6)	設立年月日	1870年3月10日			
(7)	発行済株式数	1, 379, 273, 131株(2014	年12月31日現在)		
(8)	決算期	12月31日			
(9)	従業員数	98,138名(フルタイム拗	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	日現在)	
(10)	主要取引先	投資家及び発行体			
(11)	主要取引銀行	-			
(12)	大株主及び持株比率	ブラックロック・インク		5. 14% 3年12月31日現在)	
(13)	当事会社間の関係				
	資本関係	当社と当該会社との間には、当社の普通株式29,566株(平成26年12月31日現在。総議決権数の0.23%)を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。			
	人的関係		に、記載すべき人的関係 関係会社と当該会社の関係 関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間 には、特筆すべき取引関係はありません。			
	関連当事者への 該当状況	者及び関係会社は、当社	当事者には該当しません 上の関連当事者には該当し	ません。	
(14)	最近3年間の経営成績及び		ユーロ。特記しているも		
決算期	√よ√欠 寸:	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期	
	純資産 総資産	54, 660 2, 164, 103	54, 240 2, 022, 275	54, 966 1, 611, 400	
	<u> </u>	58. 11	57. 37	53. 24	
	純収益	31, 389	32, 015	29, 850	
	当期純利益	4, 326	316	681	
1株 一口	当たり連結当期純利益(ユ)	4. 45	0. 28	0.67	
	) 当たり配当金(ユーロ)	0.75	0.75	0.75	
	(注)換算レートは1ユート			しているものを除く。)	
	決算期	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期	

連結純資産	7, 305, 309	7, 249, 176	7, 346, 206
連結総資産	289, 232, 366	270, 277, 054	215, 363, 610
1株当たり連結純資産(円)	7, 766. 40	7, 667. 50	7, 115. 53
連結純収益	4, 195, 140	4, 278, 805	3, 989, 453
連結当期純利益	578, 170	42, 233	91, 016
1株当たり連結当期純利益(円)	594. 74	37. 42	89. 55
1株当たり配当金(円)	100. 24	100. 24	100. 24

※なお、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がない ことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

### (2) 割当予定先を選定した理由

当社は平成26年9月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べるとおり、割当先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本新株式及び本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論に至ったため、本日、平成27年3月9日の取締役会において本件実施を決議致しました。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、 業績や企業価値が向上する場面を着実に捉えて、資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ 銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々 に資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、当該手法は、ドイツ銀行グループ が独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成19年2月から現在までに、当該手法を用いた資金調達 で19件の実績を有しており、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選 定するのが最善であると判断致しました。

(注)本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本 証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

#### (3) 割当予定先の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店においては、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株式、本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定です。株価の状況等により、保有株式を短期で売却する可能性があります。

なお当社は、割当予定先が発行日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は684億ユーロ(約91,417億円、換算レート1ユーロ133.65円(平成27年2月27日の仲値))(連結、平成26年12月31日現在、未監査)であると確認しているほか、当該資金の払込みについては本株式買取契約及び本新株予約権買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先の関係会社であるドイツ証券株式会社は、本新株式の発行により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、当社大株主である郡山龍に対してその保有する当社普通株式の借り入れを申し出ており、郡山龍はその

申し出に応じる予定です。なお、ドイツ証券株式会社は、本件に関わる空売り(但し、本新株式の発行により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付けを除きます。)を目的として当社普通株式の借株は行いません。

### (6) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(プルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社並びにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

### 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成26年12月31日現在)			募集後(潜在株式未反映)		
株式会社NTTドコモ	1,500,000	11.94%	株式会社NTTドコモ	1, 500, 000	11. 76%
郡山 龍	1,080,000	8.60%	郡山 龍	1,080,000	8. 46%
日本トラスティ・サービス信	189, 700	1.51%	ドイツ銀行(Deutsche	229, 566	1. 79%
託銀行株式会社 (信託口)			Bank		
			Aktiengesellschaft)		
			(常任代理人 ドイツ証		
			券株式会社)		
日本証券金融株式会社	158,000	1.25%	日本トラスティ・サービ	189, 700	1.48%
			ス信託銀行株式会社(信		
			託口)		
松井証券株式会社	148, 200	1.18%	日本証券金融株式会社	158, 000	1. 23%
石原 守	110,000	0.87%	松井証券株式会社	148, 200	1. 16%
BNP-PARIBAS	100,600	0.80%	石原 守	110,000	0.86%
SECURITIES					
SERVICES					
PARIS /					
JASDEC					
FRENCH					
RESIDENTS					
(常任代理人 香港上海銀行					
東京支店 カストディ業務					
部)					

株式会社SBI証券	85, 300	0.67%	BNP-PARIBA	100,600	0.78%
		3. 3.7,5	S SECURITI	200,000	0.00
			ES		
			SERVICES		
			PARIS /		
			JASDEC		
			FRENCH		
			RESIDENTS		
			(常任代理人 香港上海		
			銀行東京支店 カストデ		
			ィ業務部)		
継岩 兎代多	80, 095	0.63%	株式会社SBI証券	85, 300	0. 66%
野村證券株式会社	73, 646	0.58%	継岩 兎代多	80, 095	0. 62%
(常任代理人 株式会社三井					
住友銀行)					

- (注) 1. 募集後の持株比率は、平成26年12月31日現在の株主名簿に、今回の第三者割当による新株式発行で増加予定の株式数を加算して作成しています。
  - 2. ドイツ銀行ロンドン支店は本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の長期保有を約していないため、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した持株数及び持株比率を算定しておりません。なお、①ドイツ銀行ロンドン支店が本新株式及び本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ②本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ドイツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は1,729,566株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は12.33%となります。
  - 3. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者2社から、平成27年2月5日 付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成27年1月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保 有している旨の報告を受けておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)	
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内 2 丁目7番3号 東京ビル ディング	926, 200	7. 37	
J Pモルガン証券株式会 社	東京都千代田区丸の内 2 丁目7番3号 東京ビル ディング	2,500	0.01	
ジェー・ピー・モルガン・ クリアリング・コーポレー ション (J.P. Morgan Clearing Corp.)	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルッ クリン スリー・メト ロ・テック・センター	18,000	0. 14	
合計		946, 700	7. 54	

# 9. 今後の見通し

今回の資金調達により平成27年12月期当社連結業績に与える影響は軽微でありますが、平成28年以降の当社連結業績に与える影響につきましては、平成27年3月9日発表の「中期経営計画の上方修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと (新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

# 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

決算期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連結売上高	7,499,842千円	5,775,458千円	2, 172, 608千円
連結営業利益	△2,463,257千円	△2,531,296千円	△2,766,476千円
連結経常利益	△2,466,542千円	△2,438,886千円	△2,672,078千円
連結当期純利益	△3,371,027千円	△2,997,481千円	△3,311,797千円
1株当たり連結当期純利益	△268.60円	△238. 90円	△264. 08円
1株当たり配当金	_	_	_
1株当たり連結純資産	825. 25円	606. 26円	355. 29円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成27年2月27日現在)

種 類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12, 553, 930株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における 潜在株式数	33,712株	0. 26%

### (3) 最近の株価の状況

### ① 最近3年間の状況

		平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始	値	432	347	1,648
高	値	955	2, 398	2, 725
安	値	331	299	968
終	値	344	1, 688	1, 465

<sup>※</sup>株式分割調整後の株価を記載

# ② 最近6か月間の状況

		平成26年9月	10月	11月	12月	平成27年1月	2月
始	値	1, 585	1, 525	1, 200	1, 190	1, 467	2,005
高	値	2, 093	1, 552	1, 420	1, 565	2, 300	2, 315
安	値	1,502	1, 059	1, 110	1,050	1, 456	1,601
終	値	1, 519	1, 103	1, 210	1, 465	2,055	1,692

<sup>※</sup>株式分割調整後の株価を記載

# ③ 発行決議日前日における株価

_	> = 1 4 0 4 1004 1	
		平成27年3月6日現在
始	値	1,682円
高	値	1,739円
安	値	1,681円
終	値	1,683円

- (4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等 該当事項はありません。
- 12. 発行要項

◇新株式の発行要項

1. 発行新株式 当社普通株式

2. 発行株式数 200,000株

3. 発行価額 1株につき1,515円

4. 発行価額の総額 303,000,000円

5. 資本組入額 1株につき757.5円

6. 申込期日 平成27年3月25日

7. 払込期日 平成27年3月25日

8. 新株式交付日 平成27年3月25日

9. 割当予定先及び株式数 ドイツ銀行ロンドン支店 200,000株

割当先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に 関する取り決めはありません。

10. 新株式の継続所有等の取決め に関する事項

但し、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日(平成27年3月25日)より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### (注)発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成27年3月6日の東京証券取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額と致しました。

# ◇第D-1回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

アプリックス I Pホールディングス株式会社第D-1回 新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金1,170,000円

3. 申込期日

平成27年3月25日

4. 割当日及び払込期日

平成27年3月25日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割当てる。

- 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個当たり1株)(以下、「割当株式数」という。)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

500,000個

8. 本新株予約権の払込金額

金2.34円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,800円とする(以下「当初行使価額」という。)。
- 10. 行使価額の修正

当社は平成27年9月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,515円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって 同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- 11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が 交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合 は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

交付普通

1株当たりの

既発行

株式数

払込金額

調整後 調整前 行使価額 行使価額

产量株式数

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権 付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約 権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を 除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられていると きは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株 主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、 株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割 当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無 償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株 主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日 の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、 各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承 認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、 当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

附正区门区画形

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2) 号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普 通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この 場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、 基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発 行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数と する。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、 基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まない ものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行 使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に定める行使価額の修正の効力が発生する日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
- 12. 本新株予約権の行使期間

平成27年3月25日(当日を含む。)から平成30年3月25日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2.34円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 16. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
- 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 18. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、 必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第20項 記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的と される金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着 し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定 める口座に入金された日に発生する。
- 19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所 アプリックス I Pホールディングス株式会社 事業推進室

- 21. 払込取扱場所
  - 株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店
- 22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2.34円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
- 23. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

# ◇第D-2回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

アプリックス I Pホールディングス株式会社第D-2回 新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金1,010,000円

3. 申込期日

平成27年3月25日

4. 割当日及び払込期日

平成27年3月25日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割当てる。

- 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個当たり1株)(以下、「割当株式数」という。)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を 調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使さ れていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

500,000個

8. 本新株予約権の払込金額

金2.02円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,900円とする(以下「当初行使価額」という。)。
- 10. 行使価額の修正

当社は平成27年9月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,515円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

- しる。 ぱね、以下に該当する場合には当任はかかる修正を行りことができない。
  ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって
  同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
  - ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- 11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が 交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合 は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

交付普通

1株当たりの

既発行

株式数

払込金額

調整後 調整前 行使価額 行使価額

× 普通株式数

時価

既発行普通株式数+交付普通株式数

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権 付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約 権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を 除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられていると きは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株 主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、 各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承 認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、 当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2) 号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普 通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この 場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、 基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発 行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数と する。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、 基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まない まのとする
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行 使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に定める行使価額の修正の効力が発生する日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
- 12. 本新株予約権の行使期間

平成27年3月25日(当日を含む。)から平成30年3月25日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2.02円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 16. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
- 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 18. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、 必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第20項 記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的と される金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着 し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定 める口座に入金された日に発生する。
- 19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

アプリックス I Pホールディングス株式会社 事業推進室

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店

- 22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカル ロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2.02円とした。 さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
- 23. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

# ◇第D-3回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 アプリックス I Pホールディングス株式会社第D-3回 新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金975,000円

3. 申込期日 平成27年3月25日

4. 割当日及び払込期日 平成27年3月25日

5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をド イツ銀行ロンドン支店に割当てる。

- 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個当たり1株)(以下、「割当株式数」という。)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を

調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

500,000個

8. 本新株予約権の払込金額

金1.95円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、2,000円とする(以下「当初行使価額」という。)。
- 10. 行使価額の修正

当社は平成27年9月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,515円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって 同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- 11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が 交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合 は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

 一次付普通
 X
 1株当たりの

 大き通株式数
 株式数
 払込金額

 大き通株式数
 時価

 大き通株式数
 時価

 大き通株式数
 大変付き通株式数十交付き通株式数

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権 付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約 権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を 除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられていると きは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株 主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割

当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、 各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承 認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、 当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。 この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約 権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

するものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2) 号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普 通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この 場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、 基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発 行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数と する。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、 基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まない ものとする。

ご注意:本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。 よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行 使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に定める行使価額の修正の効力が発生する日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
- 12. 本新株予約権の行使期間

平成27年3月25日(当日を含む。)から平成30年3月25日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1.95円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 16. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
- 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 18. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、 必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第20項 記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込

むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- 20. 行使請求受付場所
  - アプリックス I Pホールディングス株式会社 事業推進室
- 21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店

- 22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカル ロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を1.95円とした。 さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
- 23. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上